

長崎県県南地区（島原半島南部漁業協同組合（南有馬地区））におけるベラに関する機船
船びき網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和5年3月31日（協定認定日）

（目的）

第1条 本協定は、ベラに関する機船船びき網漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該機船船びき網漁業で漁獲される水産資源について自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって機船船びき網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域は、長崎県南島原市南有馬町地先海域（共同漁業権南共第17号の区域のうち、許可で指定された区域）とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、機船船びき網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、ベラとする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、機船船びき網漁業とする。

（資源管理の目標）

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

ベラ 長崎県資源管理方針別紙3-57に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第4条 前条の資源管理の目標の達成のため、公的管理措置（長崎県漁業調整規則、機船船びき網漁業許可の制限措置及び条件）を遵守することに併せ、対象魚種の漁獲量の管理を適切に実施するため、下表に記載した資源管理措置として休漁に取り組み、漁獲努力量制限として年間操業可能日数（153日）を19%以上削減する。

資源管理措置	具体的な取組	公的管理措置（操業期間）	確認用提出資料
休漁	定期休漁	○機船船びき網漁業許可 5月1日から9月30日	漁協仕切伝票

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。また、島原半島南部漁業協同組合（以下「漁協」という。）は参加者の取組状況を管理し、その結果を長崎県に設置された資源管理協議会（以下「資源管理協議会」という。）に報告する。
- 3 第1項の履行確認は、資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、同条の確認用提出資料を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第52条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 漁協は、参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び長崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 漁協は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、漁協が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、漁協に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、漁協に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、漁協が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 4 漁協は、前3項の届出を受理した場合は、法第125条第2項に基づき長崎県知事に届出を行うものとする。

(協定の変更又は廃止の場合の手続き)

第10条 漁協は、資源管理協定を変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）した場合は、変更認定申請を、また廃止した場合は届出を長崎県知事に行う。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定認定日から5年間（令和10年3月まで）とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき長崎県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、協定認定日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙参加者名簿のとおり

(以上)